板橋区民生委員 • 児童委員互助共励会補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、板橋区民生委員・児童委員互助共励会(以下「互助共励会」という)が行う事業の 経費を補助することにより、互助共励会の会員である民生委員・児童委員(以下「民生委員」とい う。)の職務活動を振興し、以って、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助)

第2条 区は、前項の目的を達成するために、互助共励会に対し、補助するものとする。

(補助対象)

- 第3条 補助の対象とする経費は、互助共励会が行う事業で、次の各号に揚げるものに要する経費とする。
 - (1) 研修事業 (諸施設の見学等)
 - (2) 民生委員の職務活動に関する意欲の培養に資するための諸事業
 - (3) 民生委員の公務出張等に伴う費用弁償
 - (4) 民生委員の公務に関連する会費
 - (5) その他区長が適当と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める経費の一部又は全部とし、毎年4月1日現在の定数により、毎年 度予算の範囲内において、区長が定める。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする互助共励会は、交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、 区長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

- 第6条 区長は、前条の交付申請があったときは、関係書類を審査のうえ、補助金を交付すべきか否か を決定するものとする。
- 2 区長は、補助金を交付することを決定したときは、交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、互助共励会に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第7条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を交付対象とされた経費以外に使用したとき。
 - (3) その他、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は、既に補助金を交付された後においても、適用があるものとする。

(補助金の請求及び受領)

第8条 補助金の交付決定を受けた互助共励会は、区長に請求書(別記第3号様式)を提出し、補助金

の交付を受けるものとする。

(補助事業の実施期間)

第 9 条 補助事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた互助共励会は、当該事業年度の翌年度4月末日までに、実績報告書(別 記第4号様式)に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

(補助金の確定)

- 第 11 条 区長は、実施報告があったときは、関係書類を審査し、適当と認めるときは補助すべき金額 を確定し、確定通知書(別記第5号様式)により、互助共励会に通知するものとする。
- 2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないと認めるときは、既に交付された補助金の全部又は 一部の返還を命じることができる。

(調 査)

第 12 条 区長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、互助共励会から報告を求め、又は自ら 調査を実施することができる。

(その他の事項)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和 42 年 3 月 31 日東京都板橋区規則第 3 号) によるものとする。

(付 則)

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。